

○内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省 令第二号
国土交通省、環境省、防衛省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、温室効果ガス算定
排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條第三項の規定に基
づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

内閣総理大臣	高市	早苗
総務大臣	林	芳正
法務大臣	平口	洋
外務大臣	茂木	敏充
財務大臣	片山	さつき
文部科学大臣	松本	洋平
厚生労働大臣	上野	賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之
環境大臣 石原 宏高
防衛大臣 小泉進次郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第
二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正)

第一条 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年
内閣府、総務省、法
外務省、財務省、文
厚生労働省、農林水産省、経
国土交通省、環境省

務省、
部科学省、
済産業省、
令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三中「管轄する地方環境事務所長」を「管轄する地方環境局長」に、「所轄地方環

境事務所長」を「所轄地方環境局長」に改める。

第二十三条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

様式第四から様式第六まで中「~~地方環境事務所長~~」を「~~地方環境局長~~」に改める。

(地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づき主務大臣の権限の委任に関する命令の一部改正)

第二条 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づき主務大臣の権限の委任

に関する命令（平成二十年~~外務省、財務省、文部科学省、~~
~~厚生労働省、農林水産省、経済産業省、~~令第一号）の一部を次のように
~~国土交通省、環境省、防衛省~~

改正する。

本則の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附 則

この命令は、令和八年七月一日から施行する。